

議案第 21 号

三朝町用品調達等集中管理基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町用品調達等集中管理基金条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 14 年 3 月 11 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 14 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町用品調達等集中管理基金条例の一部を改正する条例

三朝町用品調達等集中管理基金条例(昭和 61 年三朝町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 条 — 省略 — (基金の額)	第 1 条 — 省略 — (基金の額)
第 2 条 基金の額は、 <u>8,000 万円</u> とする。	第 2 条 基金の額は、 <u>6,000 万円</u> とする。
第 3 条以下 — 省略 —	第 3 条以下 — 省略 —

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。